

何が起ったのか

テレビで津波を見たときに 覚悟を決めた

発災直後〜4月上旬
情報収集及び被害状況の確認

漁港施設の整備・維持管理を所管する水産業基盤整備課では、発災直後より県漁業協同組合や水産業関係者から電話等で各漁港の被災状況を情報収集したほか、職員が現場に赴き被害状況の確認を行った。また、県内に支店・営業所がある民間の建設コンサルタント業者に委託する形で、被災状況調査や被害額の算定等を行った。当初から民間企業に調査を委託したことにより、災害査定への準備を整えることができた。

平成24年3月末時点における漁港の被害は、漁港施設1219か所、被害額は4143億6333万円に上った。

水産業基盤整備課職員

「テレビ画面の水平線に津波の白い筋が出た瞬間に、宮城県には142の漁港があるんですが、漁港施設はほとんど駄目だろうなと覚悟を決めました。それからまず二つのことをやらなければいけませんでした。一つは漁港の啓開です。これをやらないと救援物資を運ぶ船が港に着けません。もう一つは被災状況の調査です。マンパワーに限界がある中で調査をどう進めるか頭を悩ませました」

仙台塩釜港事務所職員

「港湾の話ですが、海からの物資輸送も重要でしたので、まず港湾機能を回復させることが発災後2〜3か月の仕事でした。がれきで

「港を開ける」が至上命題

平成23年3月19日〜12月末
漁港の災害廃棄物撤去

被災地に緊急支援物資を輸送するための海路と接岸岸壁を確保するため、優先的に取り組まなければならなかったのが災害廃棄物の撤去であった。3月19日に気仙沼漁港で災害廃棄物の撤去に着手し、6月30日までに県管理の主要5漁港（気仙沼、志津川、女川、石巻、塩釜）を開港した。それ以外の県管理22港も7月11日までに航路・泊地の災害廃棄物を撤去した。市町管理115漁港の災害廃棄物の撤去工事も12月末完了を目標に順次行い完了した。最大時には全国から25隻の作業船を集めて災害廃棄物の撤去作業を行った。

水産業基盤整備課職員

「本来、漁港は漁業に使う港ですが、発災直後は緊急支援物資や道路などインフラ復旧の建設資材が不足していたので、港湾、漁港関係なく、まずは『港を開ける』ということが至上命題でした。漁港は全てがれきのために船が入れない状況でしたので、まずは啓開作業、つまり海にある障害物を取り除いて、船が通れるようにすることが必要でした」

「漁港の啓開作業に関して、県は作業船を持つ業者と災害協定を結んでいませんでしたが、国土交通省は社団法人日本埋立浚渫協会と協定を結んでいたもので、それを拡大解釈して宮城県にも適用してもらう形で船を集めることができました。専門業者は全国でも片手で数えられるくらいしかいませんので、仙台、石巻、気仙沼それぞれに建設会社を割り振り、一刻も早く海から物資を運べるように航路を開けてほしいとお願いをしました」

「一番遠くは、九州からきた作業船もありました。『陸には泊まれる場所がないので、船の中に水・燃料・食料、宿泊所全て準備して陸からの補給はないと思っていただきたい』という条件で来ていただきました」

「漁港の啓開作業は、パケットという鉄製の爪がついた船をもってきて海中のゴミを取っていきます。ゴミが取れたかどうかは目に見えないので、レーダーで船が通れる水深までゴミがないことを確認し、海上保安庁にも確認した上で、初めて入港できます。ただし、津波で運ばれてきた鉄筋とか鉄骨とか細かい物はレーダーにも映らなくて、1本でも残っていると船の底に傷がついて浸水してしまうこともあるので、ダイバーが入った所もありました。大きい船でどんなやっていけば良いのではなく、ゴミを取り切っているか確認するのに非常に時間がかかりました」

「啓開作業は漁港だけではなく、仙台などの港湾も急ぎます。啓開を終わらせないと支援物資が届かないという状況でしたから、結果的に岩手県と宮城県で全国から集まった浚渫船を取り合うような形になって、船の手配の調整をしながら啓開していきました」

「通常は漁港で揚げた物は漁港で最後まで処分しなければならぬという話になりますが、今回は環境生活部で災害廃棄物の処理をやっていただけなので、ゴミの集積場所までもって行けば、その後は任せられたのですごく助かりました」

漁業者をつなぎとめる

平成23年3月末〜平成24年3月
漁港の応急復旧工事

甚大な被害を受けた漁業者の生活再建のためには、漁港の早期復旧が喫緊の課題であったため、県は本復旧に先立ち、主要漁港の応急復旧工事に着手した。気仙沼漁港、石巻漁港では、航路・泊地の災害廃棄物の撤去と同時に、3月末から岸壁や臨港道路等のかさ上げ応急工事を実施し、5月末までにおおむね完了させることができた。気仙沼漁港では、6月のカツオの水揚げに対応するため岸壁をかさ上げし、6月28日には震災後初めてのカツオの水揚げが行われた。各漁港も同様に岸壁及び物揚場等について必要最低限のかさ上げ工事を実施した。気仙沼漁港や志津川漁港は海岸保全施設が沈下及び崩壊したため、波浪等による海水流入を防ぐための応急仮設工事を平成24年3月末までに完了した。

水産業基盤整備課職員

「復旧が長引けば長引くほど人は離れます。漁業者の方々は、船もなければ岸壁もない、生産手段が全てもぎ取られていますので、漁港の応急復旧というのは非常に大きなテーマでした。しっかりと漁港を作る前に、小さなエリアでもいいから船を着けられて、そこから海に出られる基盤を北から南まできっちり作らなきゃいけない。それを急がないと漁業者の方々は離れていってしまうという中で、この復旧作業をやるのは本当に大変でした。被災した漁業者の方からは、『とにかく早く直してくれ』という要望が何十箇所同時にくるわけですよ。その中でどう優先順位をつけていくかということも時間を置かず決めて

車も走れない中、歩いて港を回って、状況を

確認することから始めました。がれきを撤去して車が通れるようにならないと応急復旧も何もできません。その後は、地元の業者さんや自衛隊の力を借りて、まずは港湾の機能回復に努めました」

水産業基盤整備課職員

「発災後1週間くらいして現地に行ってみると、漁港の防波堤や岸壁は残っているんですが、集落は津波で流されて跡形もないんです。我々が造ってきた防波堤や岸壁は津波対策で造っているわけではないので、仕方がないはいえ、全然集落を守っていないんです。ハード整備には限界があるんだなということを感じました」

「通常の災害であれば、職員自ら現場を調査して被害額を報告しますが、人数が限られていて、それができるような状態ではありませんでした。平成6年の水害で民間の事業者に被害状況の調査をしていたいただいた経験があったので、民間の建設コンサルタントに頼るしかないかと判断しました。沿岸部の地元業者は人が出払っていて中央の業者にしか頼めない状況でしたから、仙台に支店のある業者に片っ端から電話をかけて調整を図りました。最初から民間に頼ることで被害状況の調査ができて、災害査定のための査定設計書の作成が進んだことが大きかったです」

ければなりませんでした」

「岩手県との比較論があったのがつらかったですね。漁業者の方はお互いに情報交換をしていますから、『お隣の県は、応急復旧工事がここまで進んでいるのに、なぜ宮城県はできないんだ』というお叱りを受けます。ある部分だけ切り取れば、確かにそういうところはありました。トータルでは横並びだったと思います。皆さん生活基盤をなくして感情的にならざるを得ない中、突き上げというか『何やってんだ』というのもつらい話でした」

災害査定への準備

平成23年4月〜6月

「災害査定における復旧工法についての基本方針」の策定

漁港の災害査定は7月から開始されることになったが、短期間で全ての漁港及び各施設の詳細な災害査定資料を作成することは困難であった。県は、災害査定資料の簡素化を図ることを目的に、民間のコンサルタント会社の協力を得て、復旧工法についての基本方針の検討を行った。その結果、全被災施設の詳細な調査と安定計算は行わず、代表的施設の標準断面を基準に算出したものを他の施設にも適用する「標準断面による査定の実施が現実的であり、その方法の適用について、水産庁及び財務省と協議を行い、了承を得た。」

水産業基盤整備課職員

「壊れた施設を修繕するのか、作り直すのかを、時間をかけて調査をしていくのが通常の災害査定ですが、普通のやり方ではとても災害査定が間に合わないのので、簡単に判断でき

るフローを作る作業を進めました。それを復

旧工法の基本方針としてまとめたので、査定に関する説明がすごく楽になって、コンサルタントさんもこういう復旧方法を取ってほしいという目安ができたと思います」

漁港復興推進室職員

「やはり『標準断面』による査定を認めてもらったのが大きかったですね。全部詳細に設計しなければならぬところを、ある一定の断面を描いて、一旦仮に被害額を確定して、後は設計をしながら復旧していきましよう、金額が変われば査定をし直して変更していきましよう、という枠組みを作ってやれたのは良かったですね」

水産業基盤整備課職員

「全国から自治法派遣職員の第1陣が集まって、約150人を2回に分けて、災害査定の説明会を行いました。査定の方針を示しながら、日程の説明をしたんですが、ある都道府県からこられた職員から『あなたそんなタイトな日程でやれると思ってるんですか』と怒られました。これだけ大きい災害は、それまで発生していなかったの、普通の日程ではなかったと思います。ただ我々としてはやるしかなかったんですよ」

査定設計書が上がっていない

平成23年7月〜平成24年1月

県管理漁港の災害査定開始

平成23年7月19日から、県管理漁港の第1次災害査定が開始された。災害査定は査定設計書をもとに、所管官庁である水産庁と立会官として東北財務局の立会いのもとに行われるが、被災した漁港施設の数が増大であったために調査

が進まず、査定日に査定設計書が間に合わないケースが頻発した。

水産業基盤整備課職員

「地方の事務所は被災して、通常の業務ができる状態じゃないんですよ。例えば、石巻の東部地方振興事務所は石巻専修大学の体育館を間借りして、パソコンの調達もままならない状況で仕事をしていますから、現地の調査の数が多くて作業が膨大になると、マンパワーが追いつかなかったんです。あの劣悪な環境でよく仕事をしてくれたなという思いです」

東部地方振興事務所職員

「漁港施設が全て被災していて、海の中なのでどれくらいやられたか分からない、健全かどうかも分からないので、どうしても調査に時間はかかります。県とコンサルタントで調査をして、そこからコンサルタントに設計をしてもらって、設計の妥当性を県が確認して査定設計書を作成する流れなんです。調査にも設計にも時間がかかって、査定設計書を作る時間がなかなか取れない。ただなんとかしなきゃいけないということで、毎日延々と仕事をしていました」

水産業基盤整備課職員

「災害査定の日程は、水産庁や東北財務局と調整した上で決まっているんですが、その日までに査定設計書が追いつかないので、県庁舎の道路を挟んで向かいの財務局に『すみません、こういう日程でしたが、できなくなりました』と、毎日のように謝りに行きました。水産庁は、出先の事務所が仙台にはなくて全部霞ヶ関ですから、その度に上司と霞ヶ関に行って『誠に申し訳ございません』と何回も頭を下げました」

最大時、査定は週50件

平成23年7月～平成24年1月

災害査定の実施

県管理漁港の災害査定は7月の第1次査定（19日～22日）に始まり、12月の第13次査定（12月26日～28日）で終了した。水産業基盤整備課では担当3人に加え他部局の応援をもらいながら、災害査定の実施を行った。また、災害査定の手続は簡素化されたものの、1漁港に対し1回の査定ではなく、1施設に対し1回の査定を受けるルールは緩和されなかったため、被災施設・設備を多く抱える漁港は複数回の査定を受ける必要があった。市町管理漁港の災害査定は、第8次（平成23年11月7日～11日）から始まり、第16次（平成24年1月23日～27日）で完了した。

水産業基盤整備課職員

「県管理漁港が27、市町管理漁港が115で合わせて142の漁港で、被害総額が4000億くらいあった中で、現場の取りまとめをするのは全部で3人だけでした（当初）。二人が現場に行つて、もう一人が事務所で集計をするという形ですね。最大5チームで現場に行つたんですが、我々だけでは足りないんで、残り3チームを他の部署から借りて、週替わりできてもらいなんとかこなしていきました」

「7月の頭から査定が始まって、合計16回の査定を受けたんですが、後半は8週連続でした。通常であれば、一日に2～3か所ですけれども、一番多いときで週50件を査定しました。月曜日の午後に現地に着くので、午前中は移動で終わりますし、金曜日の夕方には帰るといふことで、正味は三日間。火水木の三日間で50件なので、かなりのペースでした」

能になるものです。当協議には、かなりの時間を要しました。年間150件、多いときには170件程度の設計変更協議を行いました。協議と並行して工事の完了を確認する成功認定も実施しました。水産庁と日程調整を行い、検査を受けます。市町の漁港については県が検査官となり、完了検査を行いました」

「かさ上げ」から「かさ下げ」へ

平成28年度

地盤隆起への対応

東日本大震災に伴う地殻変動により、震災直後の「地盤沈下」から一転して「地盤隆起」の問題が顕在化した。地盤沈下に伴う復旧工事（かさ上げ工事）を完了した係留施設は、地盤隆起により天端が高くなり、荷揚げや船への乗り降りが困難との声が漁業関係者から寄せられるようになり、県は、完成又は工事中の係留施設等で施設天端高に対する要望があった場合は、船の乗り降りのためのタラップを設置し、漁業者の安全を確保するとともに漁業に支障が生じないよう対応した。また、新たに着手する係留施設については、地元漁業者の意見を踏まえ、必要に応じて施設天端高を下げる等、漁業に支障が生じないよう対応した。

漁港復興推進室職員

「震災で1m程度地盤沈下しましたが、その後の地盤隆起に伴い、平成28年には大きい所で50cm程度の地盤隆起が確認されました。工事着手が早い漁港では、復旧工事（かさ上げ）が完了していますから、満潮時には支障がないものの、干潮時には陸揚げなどに支障が生じ、特に小さな漁船では陸揚げできない事象が生じました。このため、水産庁及び財

東部地方振興事務所職員

「一つの漁港で査定が1回で済めばいいんですが、漁港は、防波堤や岸壁、船揚げ場などがそれぞれ違う役割を果たしている、査定は施設ごとに受ける原則があったため、多い所では一つの漁港で20～30件、毎週同じ漁港に通つて災害査定を受けることもありました」

水産業基盤整備課職員

「水産庁も人手が足りないんで、農林水産省や林野庁の職員が派遣でこられて、それも霞ヶ関にいる方ではなく、北海道開発局や九州地方整備局の方が査定官なので、初めてきていただいた方には、その都度説明して理解を頂くというような形でした」

「災害査定に関しては、年度ではなく、1月1日から12月31日までというルールがあり、国からは、必ず12月31日までに終わらせてくれというお話を受けていたんですが、県管理漁港だけで12月末までかかってしまい、市町管理漁港についてはもうできないということも申しあげました。なんとか県管理漁港を年内に終わらせて、（1月27日までの）残りの時間を全て市町管理漁港に割いて査定を終わらせるように段取りを組みました」

漁業者の漁業活動と復旧工事を同時進行で行う

平成24年3月～平成24年度

漁港の本格復旧開始と漁港復興推進室の設置

平成24年1月に公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく水産庁と財務省による漁港の災害査定は終了した。県は、平成24年3月に石巻漁港の災害復旧工事を発注したのを端緒と

務局との調整を図り、一定程度の地盤隆起が確認され支障があると認められた場合においては、災害復旧事業で復旧した施設を「かさ下げ」することを可能とする制度を構築しました。地盤隆起により支障が生じた施設を復旧するため、当制度を活用し、平成28年度より災害査定を受け、水揚げに支障をきたしている漁港のかさ下げ工事を順次行っています」

ロードマップが重要だった

現在

漁港の復旧工事を完了へ

県は平成23年度から「漁港・海岸の復旧ロードマップ」を示し、県内漁業者の安定した生活基盤を取り戻すために漁港施設の復旧に取り組んできた。令和4年3月末時点で、被災箇所1255か所中、1240か所、99%の工事が完了している。

水産業基盤整備課職員

「漁業者が漁業活動をしながら復旧工事を進めるのは非常に難しかったです。我慢してもらって漁業者の方がたくさんいるわけですよ。『いつまでにやれるんだ』『いつまで待てばいいんだ』という問合せは常にありました。それに対して我々が、『いつ頃こういうことをやるつもりです』というロードマップを示すことは非常に重要なことだと思います。方向性を示せば、人は待つてくれます」

「震災直後の漁港の姿を見たときは自信がなかったですね。『これを元に戻すのか』って私だけじゃなくみんな話していたんですけど、『これはもう、ちょっと無理だよ』って。それがここまでこられたのは、分かり

して、平成24年度から本格復旧に着手した。平成24年11月1日には、漁港施設及び海岸保全施設の復旧・復興を着実に推進するため、漁港復興推進室を設置し、事業の加速化及び市町管理漁港の復旧・復興に向けた支援体制の強化を図った。

水産業基盤整備課職員

「災害査定が終わると、工事の発注が至上命題でした。とにかく漁業者の方に安心していただくために工事を発注して、復旧への姿勢を示す必要がありました。中には設計書とおりにはいかないことが想定される工事もあつて、技術職としては『心配』の思いもありましたが、まず発注して、設計変更で対応することにしました」

東部地方振興事務所職員

「平成24年度から本格的な復旧工事となるんですが、漁業者の生活も戻ってくるので、漁業者の漁業活動と工事を同時に進めなければなりません。水揚げする場所を確保しながら、工事を進めるのでどうしても進捗の遅れが生じます。その調整はかなり苦労しました」

気仙沼地方振興事務所職員

「平成24年度になつても、漁港を担当する技術職員を増やすことが難しい状況でした。このままでは漁港の復旧が立ち行かないということもありまして、農業土木を担当する技術職員に漁港の支援を頂く形でやりくりしていました」

「その後も引き続き、組織関係の部署に働きかけを行い、水産業基盤整備課の一班から推進室という形として、漁港復興推進室が設立され、漁港の本格復旧への体制が整いました」

社会情勢の変化による災害査定の変更協議

平成26年度～平成27年度

設計変更協議への対応

査定決定後、状況の変化に応じて事業費を決定するため、平成26年7月（延べ3週間）、平成27年6月～7月（延べ4週間）に再調査を行い、査定決定額を見直した。また、漁港施設の復旧工事は平成29年度までの完了を目標にしていたが、資材不足や入札不調、他事業との調整に時間を要したため、平成28年3月に完了時期を平成30年度に見直し公表した。

漁港復興推進室職員

「災害査定決定後においても、一定規模の増額や新しい工種を増工した場合などには、施工前までに設計変更協議を行う必要があります。当協議は水産庁と財務省との協議を行い、各省庁から同意を得た後に工事実施が可

災害復旧事業費（再調査後）

管理者別	件数	査定決定額
県管理	612件	1,905億円 (漁港：1,166億円、海岸：739億円)
市町管理	825件	1,589億円 (漁港：644億円、海岸：945億円)
合計	1,437件	3,494億円 (漁港：1,810億円、海岸：1,684億円)

出典：東日本大震災～復旧・復興に係る農林水産部の対応記録～第2集（宮城県）

ではないと思います。徐々に行政職員が減つていきましたから、被害調査はできないのではないかとつい思はずとありました。これからは常にコンサル業界と連絡をとりながら、災害がきたらすぐに動けるような体制を構築すべきだと思います」

漁港の啓開への準備が足りなかった

水産業基盤整備課職員

「当時は浚渫船を持っている建設会社さんと災害協定を一切結んでいませんでした。それまで漁港の災害ってほとんどなかったんです。災害のことをほとんど考えてなかったというのが実際のところ、結果的には準備が足りなかった、想定が足りなかったということになります」

応急復旧時の規制撤廃を議論しておく

水産業基盤整備課職員

「応急復旧は本格復旧と同じくらい大事です。被災者が希望をもって立ち上がれるかどうかは、応急復旧の在り方に相当なウエイトがあります。ところが、応急復旧の場合、即座に優先順位をつけなければならないなど、既存の仕組みや事業体系でできないことがいっぱいあるんです。我々から見てもこれをやったら随分違うだろうということが、仕組み上できかない。次の災害時に、今回を教訓にして考えていくわけですから、国、県一体で応急工事の採択範囲の拡大も含め今のうちから議論しておくべきだと思います」

災害対応の経験から学んだこと

災害の被害調査は民間委託すべき

水産業基盤整備課職員

「災害の被害調査を職員自らがやれる時代

沿岸の観測局の変動量の一覧

観測日 所在地	高さの変動量 (cm)	
	沈下量	5年間の隆起量
	2011.3.12 本震前後の変動量	2011.3～2016.3 本震翌日～5年後の累積
気仙沼市笹が陣	-65	+25
南三陸町志津川	-68	+35
女川町女川浜	-89	+41
石巻市寄磯浜（牡鹿）	-107	+44
東松島市矢本	-50	+36
利府町利府	-29	+20
巨理町	-22	+19

※国土地理院のGPSによる観測（長崎県福江観測局を固定とした場合）
出典：東日本大震災～復旧・復興に係る農林水産部の対応記録～第2集（宮城県）

やすく言えば、支援の大きさをですね。例えば予算面であれば、国が措置してくれたあのパワー。人の面では、自治法派遣できていただいた職員の方々や民間はじめ関係団体の方々。その支援の大きさは、改めてすごいものだったと感じます」

地方事務所の初動の優先順位を決めておく

「水産業基盤整備課職員」
「地方事務所は漁業者との距離が近いので、いろいろな要望に対応せざるを得なかったと思います。かたや県庁側から見ると、『本来やるべきことはあるのに、何をやっているんだ』と思ったこともあります。初動については何を優先してやるかというところを、お互いにきちんと決めておかないともめる原因になるといえる印象が残っています」

結果として一人でやれたが、バックアップが必要

「水産業基盤整備課職員」
「災害査定を集計を一人でやらざるを得なかったので正直間違いもありました。なんとか分担してできればと思ったんですが、結果一人でやれてしまった。一人でやれたという事実だけが残っているのですが、今後の災害で漁港が被災したときも、一人でやれるということにつながってしまいかもしれません。決してそうではありません。やはり業務をバックアップできる体制を取らないと、中身の間違いの申請の仕方、採択のされ方をしてしまうので、そこは今後の課題だと思います」

強要しても信頼関係を損なうだけ

「水産業基盤整備課職員」
「災害のときには事業者さんだったり、コンサルタントさんだったり、事務所の方だったり、市町の職員の方だったり、いろいろな方々と打合せをしました。その中で、復旧の期限が決まっていますから、強い言葉で

「急いでやってくれ」と言ってしまう場面がありました。結局そんなことをしても信頼関係がなくなるだけなので、基本的に強く発言するのは上司に対してだけ、そういうふうになりました。今も気をつけています」

施設の健全度を見極める技術を養う

「東部地方振興事務所職員」
「平成31年の4月に塩釜の防波堤が倒れたように、海の中はその施設が健全かどうかの見極めが難しいと思います。橋りょうなら倒れたり流されたりすぐに分かりますが、海の中は簡単に分からないので、施設の健全度を見極められる技術力を養うことが大事だと思います」

50万も50億も国民の税金

「水産業基盤整備課職員」
「僕らが震災前に扱っていたお金と2桁くらい違うものを扱うことが多くなって、金銭感覚が全然変わってしまったという感じ。僕らは若い頃、50万とか100万の仕事が一生懸命やっていた世代ですが、1本の工事が40〜50億とかがザラになってしまいましたので、違う感覚の考え方をしなくてはいけなくなっていると思います。でも、忘れてはいけないのは、税金だということ。50万だろうが50億だろうが、自分たちも納税者ですけど、国民の税金なんだということをお忘れはいけないと、最近思っています」

大災害時に災害査定は必要か

「水産業基盤整備課職員」
「災害査定をやっているときにずっと思っ

いたんですけど、これくらい大きな災害が起きたときに、災害査定って本当に必要なのか。普通の台風とかならいいんですけど、こういう壊滅的な被害を受けたときに、この制度でいいんだろうかと。南海トラフ地震とか東京直下地震が起こったら、本当にこの制度でやっていけるか、というのは感じました。ただ、その制度を直せと言われても、私にはどうすることもできないんですけど……」

緊急時の応援には「動ける人」を

「漁港復興推進室職員」
「緊急事態のときは、臨機応変に人を集めてやっていくのがいいと思います。しかし、やはり経験の問題で、ただ頭数を増やしても、適材適所で動ける人を集めてこなければ駄目なんです。畑違いすぎて動けない人や全く経験のない人がきても、一から教える必要があります。その辺りのやり方を少し考えていく必要があるかなと思います」

小さな出先機関にも物資の備えが必要

「漁港復興推進室職員」
「仙台港で津波に遭ったときに、港務事務所には備蓄がなかったんですね。周辺の人が逃げ込んできて、赤ちゃんもいて『ミルクを作るお湯がないので、なんとかありませんか?』と言われたんですが、『何もないです』と言わなくて非常に困りました。公共機関は、食料とか緊急物資とかは、どんな小さな出先でも、ある程度備えておく必要があるのかな、と感じました」

常に災害を想定した柔軟な組織運用を

「気仙沼地方振興事務所職員」
「今回のようなクラスの震災は、1000年に一度かもしれません。人間の記憶ってどんな薄らいで、世代間で受け継ぐことも難しい部分があるかもしませんが、そういう中できちんと受け渡していかなければいけないと思います。災害がどんな形でどんなレベルでくるか、いろんなことを想定しながら、その災害に対応した柔軟な組織を立ち上げていく。他の県の方々の応援や国の支援も受けながら、そういう組織の柔軟な運用を常に意識しておくことが大事ではないかと思っています」

今後の災害対応に向けた取組等

災害発生時における初動対応の強化

東日本大震災では、漁港施設全てが被災し、被災状況の把握や、がれき撤去等の初動対応時に、民間建設会社等との連携が十分に行えず、災害調査、応急工事に時間を要した背景があった。そのため、平成27年度に「一般社団法人全日本漁港建設協会宮城県支部」と「災害時における応急対策業務に関する協定」を、令和2年度には「一般社団法人宮城県測量設計業協会」と「災害発生時における漁港施設等の復旧支援に関する協定」をそれぞれ締結した。
「応急対策業務に関する協定」においては、仙台、石巻、気仙沼の管内ごとに各協会と緊急時連絡系統図を策定するとともに、作業船や建設機械、緊急資材・人員を常時確保し、早期の

応急工事対応に備え、漁港施設等の復旧支援に関する協定においては、被害調査の実施及び緊急措置の要否を判断することにより、早期の被災状況の把握をできる体制を構築した。

「大規模災害時における災害復旧事業査定方針」の策定

東日本大震災においては、広域地盤沈下及び大津波の発生により県内漁港施設が全て被災した。

そのため、災害復旧事業により早期の復旧を行う必要があったが、査定件数が相当数に上ることから、机上査定金額の拡大や、同一施設のみ査定範囲の拡大といった簡素化措置は図られなかったが、そのような状況下でも、県・市町の漁港数が多いことや、同一漁港内で複数回の災害査定を行ったことから約7か月の期間を要した。

このように、早期の復旧が求められる災害復旧事業においても、査定にかかる時間・労力が膨大となることや、今後、発生が予測される大規模災害に備えて、国側でも災害時における地方自治体の負担軽減や、被災地の早期復旧支援として、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」が平成29年2月に策定され、災害査定の方針が明確化が図られた。

本方針は激甚災害に指定された場合において適用できるが、激甚災害の指定がなかった令和3年福島県沖地震においても一部、適用が認められ、早期に災害査定が終了し、復旧工事に着手できた。



参照
記録誌等
・東日本大震災〜発災から2年間の災害対応の記録〜（宮城県農林水産部農林水産総務課 平成25年6月）
・東日本大震災〜宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証〜（宮城県総務部危機対策課 平成27年3月）
・東日本大震災〜復旧・復興に係る宮城県農林水産部の対応記録〜第2集 平成24〜27年度（宮城県農林水産部 平成29年9月）

後輩たちへのメッセージ

※所属は本テーマに関する業務に従事した当時のもの

